

## 平成29年度第1回石狩市社会福祉審議会 会議録

■日 時 平成29年10月30日（月） 9時30分

■場 所 石狩市役所 5階 第2委員会室

■出席者【審議会委員】

鈴木会長・北原委員・金子委員・松原委員・向井委員・鈴木委員

【事務局】

三国保健福祉部長・櫛引こども家庭課長・門井こども家庭担当主査・東福祉総務課長・佐藤企画総務担当主査・沼田企画総務担当主任

■欠席者 若狭委員・岡田委員

■傍聴者 0名

■会議次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮問書交付

4 諮問事項に関する行政説明

5 審 議（諮問）

（1）乳幼児等医療費給付事業における通院に係る医療費の助成対象年齢の引上げについて

6 その他

7 閉 会

■配付資料 別添のとおり

## ■会議内容

### 1 開会

○東課長

皆さまおはようございます。

本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、平成29年度第1回石狩市社会福祉審議会を開催させていただきたいと存じます。

本日は、若狭委員と岡田委員から欠席される旨のご連絡をいただいているところではございますが、本審議会は石狩市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席がございまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本審議会の開会に当たりまして、引き続き鈴木会長よりごあいさつを頂戴いたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

### 2 会長挨拶

○鈴木会長

(会長挨拶)

### 3 諮問書交付

(三国保健福祉部長から鈴木会長へ諮問書を交付)

### 4 諮問事項に関する行政説明

○鈴木会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず始めに、会議次第4の「諮問事項に関する説明」を受けます。説明をお願いいたします。

○門井主査

それでは、本審議会に提出している資料につきまして、こども家庭課門井のほうから説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

始めに、1の諮問の趣旨についてであります。石狩市乳幼児等医療費給付事業は、乳幼児等の医療費の一部をその保護者に給付することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施しているものであり、これまで段階的に事業内容を拡大しながら現在に至っております。

近年、子どもの医療に対する助成事業は、都市間競争の一途をたどっており、報道においても、各市町村における少子化対策をはじめとする子育て支援策のセールスポイントとして取り扱われてきております。

本市におきましては、乳幼児等への医療助成は、本来、国が責任を持って社会保障政策の中に位置付け、自ら制度を構築すべきものであるとの姿勢をもちつつも、本市と一体的な生活圏ともいえる札幌市において、平成30年度から通院に係る医療費の助成対象を小学1年生まで拡大する予定であることから、本市も同様に、平成30年度から小学1年生まで助成拡大を図るものであります。

このため、石狩市が乳幼児等医療費給付事業における通院に係る医療費の助成対象年齢を引き上げるに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

次に、2の現在の事業内容についてであります。現在、入院は中学生まで、通院は小学校就学前まで助成対象となっております。

なお、表では、北海道の補助基準と本市の給付基準を掲載しておりますが、基準が異なっている部分については網掛け表示をしております。北海道の場合、小学校就学前は所得制限を設けて、限度額以上は対象外としているのに対し、本市の場合、所得制限を設けていないこと、北海道の場合、3歳以上の小学校就学前の課税世帯は、医療費の1割を負担としているのに対し、本市の場合、初診時一部負担金のみを負担としていること、北海道の場合、入院は小学生まで対象としているのに対し、本市の場合、中学生まで対象としていること、この3つが異なっている部分であります。

2ページをご覧ください。

次に、3の所得制限限度額についてであります。現在、本市においては、小・中学生の入院についてのみ、所得制限を設けております。具体的には表のとおり児童手当の所得制限限度額を用いており、実際の適用は所得額で判断しています。

例えば、扶養親族が3人いる場合の4人世帯ですと、所得額が736万円未満であれば、助成対象となります。

次に、4の助成対象年齢引上げ後の事業内容についてであります。この度、諮問させていただきました内容で、通院に係る医療費の助成対象年齢を小学1年生まで引き上げた場合の事業内容については、表のとおりとなっております。

表の区分はこれまで3区分でしたが、小・中学生の区分を小学1年生の区分と小学2年生から中学3年生までの区分に細分化したものになっております。このうち下から2番目の小学1年生については、小学校就学前と同じ内容で、所得制限なし、負担額は初診時一部負担金のみとなっております。

3ページをご覧ください。

次に、5の対象者数についてであります。平成29年4月1日現在において小学校就学前の0～5歳は2,424人、6～11歳の小学生は3,215人、12～14歳の中学生は1,778人となっております。

このため、通院に係る医療費の助成については、その助成対象を小学校就学前から小学1年生まで引き上げるにより、新たに対象者数が500人弱増加する見込みであります。

具体的には、平成29年4月1日現在、6歳の小学1年生は496人ですが、来年度か

ら新たに対象となるのは、現在、幼稚園や保育所などで年長さんと呼ばれる5歳児464人です。

次に、6の石狩振興局管内6市の状況についてですが、入院は札幌市、恵庭市、北広島市及び石狩市の4市が中学生まで、その他の2市が小学生まで、通院は北広島市が小学生まで、千歳市が小学3年生まで、その他の4市が小学校就学前まで、所得制限の有無は、石狩市が小学校就学前は所得制限を設けていないのに対し、その他の5市が所得制限を設けております。

次に、7の実施予定年月日についてですが、平成30年4月1日を予定しており、平成30年4月1日以降の小学1学生の通院に係る医療費が新たに対象となります。

本日は、皆様方の専門分野の立場からご審議いただき、貴重なご提言をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## 5 審議（1）乳幼児等医療費給付事業における通院に係る医療費の助成対象年齢の引上げについて

○鈴木会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして会議次第5の審議に入ります。乳幼児等医療費給付事業における通院に係る医療費の助成対象年齢の引上げについて、質疑をお受けしたいと思っております。何かございませんでしょうか。

○鈴木会長

無ければ、ご意見をお伺いしたいと思います。何でも結構でございます。

ございませんか。諮問の内容を見ていきますと、今までの対象年齢は6歳ですが、1学年上げて小学校1年生まで対象にしたいという諮問でございます。

○松原委員

1点確認ですが、初診時の一部負担金のみ負担ということで〇印が入っておりますが、医療費の1割負担という場合は全部かかった医療費の1割負担ということになって、こちらの方が手厚いという理解でよろしいのでしょうか。

○櫛引課長

こども家庭課長の櫛引と申します。只今のご質問にお答えいたします。

例えば1万円の医療費ですと、1割負担は千円になります。医療と歯科がありますが、初診時一部負担金は医科といったところは580円になります。歯科については510円ということで、通常の医療のケースですと、初診時一部負担金のみ負担の方が家計にとっては優しい制度になっております。

○松原委員

わかりました。

○櫛引課長

5千円を下回るような医療というのは設定的になかなか無いものです。

○松原委員

入院と通院とありますが、一般的に初診時というイメージは通院の方が多いのかなと思ったのですが、入院というのはいきなり入院ということの意味合いでしょうか。

○櫛引課長

入院についても同じように580円。例えば医療費が5万円であった場合についても、初診時であれば580円ということになっています。

○松原委員

初診時なので、1つの疾患で例えば通院、入院するというと1回のみということですか。例えば医療費の1割負担ということになれば、その期間ずっと1割負担していただけるのであれば、逆にそちらの方がいいのかなと思ったのですが。

○櫛引課長

例えば、風邪を引きました。今月、市内の小児科に行きました。その時は580円負担していただいて、薬がなくなりましたということで、子どもさんを病院に連れて行った時については、初診が終わっていますので、0負担になります。入院につきましても同じことが言えますので、入院については長い期間が多いので、月をまたぐこともあります。あくまでも初診時一部負担金というのは580円を払っていただく。これは入院・通院ともにとということで、もし、医療費の1割負担ということになりますと、どうしても580円、通院よりさらに入院の方が高いケースになりますので、例えば就学前の3歳以上の子で、限度額未満で通院の課税世帯という場合がありますが、その課税世帯の場合は、北海道の補助対象となるのは、あくまでも5万円の医療であれば5千円分として、補助基準をはじき出すのですが、石狩市としましては580円、つまりその差額は石狩市が負担しているということになります。

○松原委員

わかりました。この意味は初診時一部負担金のみ負担ということは、580円を対象者が払うということで、それ以外を石狩市で払うということだったのですね。すみません、私は反対の意味かなと思いとってしまっていました。失礼しました、すみません。

○櫛引課長

初診時一部負担金というのは、今申し上げました、あくまでも窓口で保護者の方がお会計する時にお支払いしていただく金額ということです。

○松原委員

石狩市さんが580円払うのではなくて、対象者が払うのですね。

○櫛引課長

そうです。

○松原委員

すみません。わかりました。

○鈴木会長

はい、他に何かございませんか。

○北原委員

助成対象を小学1年生まで引き上げることにより、対象人数が平成30年には464人くらいだろうと説明がありましたが、大枠で市が予算措置する予定額はどのくらいになるのですか。

○櫛引課長

464人で試算しますと、事務費も入れまして1,400～1,500万円と試算しているところでございます。

○北原委員

わかりました。

○鈴木会長

他にございませんでしょうか。

○向井委員

北海道補助基準と石狩市の基準ですが、対象外は別として石狩市が払った分に対して北海道から補助されるということですか。

○櫛引課長

北海道の補助基準に基づいて申請します。これを3ヶ月に1回ずつ北海道の方に報告して、補助金をいただくことになっております。

○向井委員

要するに石狩市や住民に対して払った分を全額申請できるということですね。

○櫛引課長

申請はするのですが、あくまでも補助基準というのがありまして、半分ということになっています。

○向井委員

わかりました。

○鈴木会長

他にございませんでしょうか。何でも結構ですので、ご質問を出していただければと思います。

○金子委員

2点ほど質問ですが、小さい子どもさん達が、感染だとか色々うつされて、はしかとか、小さいうちに色々かかりますが、統計上、何歳位までが1番かかるのかということが1点目の質問です。

もう1つは6番目のところに、石狩振興局管内の各市の対比表がありますが、石狩市と他市を比較した時に、所得制限というのは石狩市には無いということで、どうされているのか。個別に見る入院、通院というところで、特に今回引上げをする通院の部分では北広島市さんと千歳市さんが、小学校3年生までだとか、小学生までという書き方ですが、実際に先ほどのお話で来年度464人になるから1、500万円かかるという見通しでしたが、実際に見通した時に札幌市が小学校1年生までということだけではなくて、罹患別の年齢層等を見通した時に、市としてできる範囲というか、段階的に引上げるという考えがあると思うのですが、その点について市としての考え方を聞かせてもらえればと思います。

○櫛引課長

罹患率のお話をいただきましたが、やはり医科と歯科では少し異なってきます。歯というのは生えそろうまで時間がかかります。50歳を過ぎますと大体、お1人年間2万円以上かかりますが、0歳から49歳までで2万円を超えるのは5歳から9歳ということで年長さんあたりから小学校4年生まで、国の統計上、5歳刻みで0～4、5～9、10～14と5歳刻みになっているものですから、この学年が1番高いという統計は出ていないのですけれども、傾向としては歯医者さんの分については歯が生えそろう5歳から9歳が1番高いという結果が出ております。

また、医科についても0～4、5～9、あまり変わっておりません。管内の状況ですが、先ほど北広島市さんという話がありましたので、北広島市さんは内容が突出しておりまして、今現在小学校6年生まで通院は助成になっていますが、聞くところによりますと、来年4月から中学生までやられるということは聞いております。また、千歳市さんの小学校1年生から3年生と書いて

てあり、見た目では手厚いような感じを受けますが、千歳市さんの場合は小学校に入ると3割負担になります。小学校に入る前は2割負担で、1割親御さんの負担が増えるため、小学校1～3年生については、市が1割、残り2割は保護者の負担になります。1万円の医療であれば市の助成はあくまでも千円で、保護者の方が2割の2千円負担になり、他の町や村でやられているような助成の内容的には縮小された内容になっております。見た目では小学校3年生までやられているように見えますが、内容的にはそのような状況になっているところでございます。

○鈴木会長

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

○金子委員

はい。ありがとうございます。

○鈴木会長

北広島市さんですけれども、突出しているというか、その根拠や理由等は何かあるのですかね。

○櫛引課長

お子さん1人いらっしゃれば5年に1回、国勢調査をやられていますので、やはり地方交付税に当然反映されて、それが5年間その数字がずっと共通に使われますので、ある程度財政的な面も少しはあるのかなと思います。石狩市ですと、ベッドタウンになった昭和40年代に完成した幼稚園や保育所が多いです。今ちょうど老朽化を迎えており、平成27年位から毎年2園、去年は3園行いましたが、順次建て替えて、そもそも保育所に入れなければ、保護者の期待に応えられないだろうということで、石狩市としては保育料も国より2割程度下げっていますが、札幌市は3割程度下げています。1割ぐらい差が出ていますが、やはり入れなければ仕方がなということで順次、億単位のお金をかけて行っているところで、今も石狩仲よし保育園という花川北地区にある保育所を認定こども園に向けて整理をしており、来年4月にオープン予定です。

また、耐震化という視点もありまして、小学校と中学校の耐震化が終わり、先ほど申し上げました石狩仲よし保育園の建て替えが完了したあと、幼稚園、保育所は1園を残すのみということで、その施設の耐震化も予定されており、数年後には市内の幼稚園・保育所・小中学校は全て耐震化が終わる予定です。常時子ども達がいる施設ですから、子どもの安全、そういったところが耐震化がなされていないというのは非常に問題であることから、率先してそういったところに政策的に予算を投入している状況でございます。以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

子育て支援というか、市町村の将来を担う人というか人材、とても重要な役割を担っているという風に思います。

もう一つは、最近考え方が変わってきたのが、子育て支援です。子どもを育てて、自立させていく、ここにきちんとお金をかけていくこと、要するに投資という考え方です。これが最終的には、税収も含めて反映させていくという考え方が出てきました。それは経済的にも最終的には有効に働いているということで、子どもの時期にきちんと政策を打って、そしてしっかりと子どもを育てて、自立、就職させて、そして給料をいただいて、そこから生活費、税金を払っていく、そういう自立を目指していく考え方としては投資の考え方です。このようなことから、出来れば1学年でも多く対象を拡大していただけるといいかなという風に思います。ぜひ機会がありましたら、ご検討していただければと思います。

#### ○櫛引課長

わかりました。

札幌市の病院に通われている方が大体4割近くおり、制度的に札幌市と落差があると、医療機関でも迷いやすいというところで、石狩市としては、本来どこにいても同じ国民ですから、命を守るというところで同じ制度が望ましいですが、大学生まで医療費無料、3歳くらいまでしか医療費を見ないという自治体もありますし、国民という考えからいきますと、住んでいる所によって、医療の経済格差があるのがおかしいのかなと思います。やはり、本来は国がやるべきだというのが1つ。それと、札幌の医療機関での窓口での混乱を防ぐという視点が2つ。6学年までやりますと、8,500～8,600万円かかると毎年。10年やりますと8億5千万円極端にかかるという財政的な面、こういった3つの理由から今回わずか1歳ですが、小学校1年生までということで諮問させていただいたところでございます。よろしくお願ひします。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。できれば付帯意見か何かで将来的に、検討するというような理解をいただけるとありがたいなと思います。

他に何かございませんでしょうか。

#### ○松原委員

鈴木会長もおっしゃったのですが、子ども自体の貧困の問題等が結構でてきており、そうした中で、非課税世帯の方の医療費として、ある程度高額医療になると医療費負担の返還の定義等もあると思うのですが、実態として非課税世帯の方が580円で1回目は済むにしても、その後かかる場合の医療費の負担をもう少しサポートできるといいのかなと、先生の話聞いて思いました。あと、先ほどおっしゃったように他との格差というところもあると思いますが、逆に石狩市はこのような事をしていきますという、子ども世帯等が増えた活性化したまちづくりという方向にもいくのかなと思って聞いておりました。意見というよりは感想ですが、このように思いました。

また、札幌市に合わせて、医療費自体の年齢の引上げというところではすごく早々に対応されていて素晴らしいなと思って今日参りました。

○楡引課長

初診時一部負担金に関しましては1ヶ月に3回通っても1回目に580円という制度で、所得制限はありますが、あくまでも乳幼児医療ということで、別な制度でお子さんがいらっしゃる場所でひとり親等の医療の助成もあります。こちらにつきましては現在18歳くらいまで入院・通院OKになっておりまして、保護者については、通院は対象にならないのですが、入院は対象という制度もあります。こちらは、先ほど限度額の表があったと思うのですが、所得制限限度額、これは児童手当の表を使っていますが、ひとり親については児童扶養手当のかなり低い金額の所得制限を設けているものがございますが、こちらの表を使用しておりまして、別制度ということで、さらに乳幼児医療からひとり親になったときについてはこちらの医療を受ければ継続的に18歳まで、大学、専門学校等へいった方については更に2年間引き伸ばせるという制度もありますし、こういったところに対応可能かなと思っております。

○鈴木会長

ありがとうございました。他にございませんか。

無ければここまでの審議を踏まえて、答申書をまとめていく作業に入りたいと思います。事務局の方で、今出た意見を踏まえて、答申書の作成をお願いできますでしょうか。

○東課長

お時間を頂戴できましたら、答申案の原案を作成しましてお示しさせていただき、継続して審議の方をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。

○委員全員

よろしいです。

○東課長

それでは原案の方をまとめさせていただきます。

○楡引課長

それでは一旦退席させていただきます。原案を作って参りますので、少々お待ちいただけませんでしょうか。失礼いたします。

○東課長

それでは再開させていただきたいと思います。資料精査の時間を設けた方がよろしいですか。

○鈴木会長

そうですね。少し読んでいただきましょうか。

それでは、原案に関して何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

ご質問等無いようですので、ご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(承認)

○鈴木会長

それでは、この内容で答申書を市長へ提出していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○櫛引課長

ありがとうございました。只今ご確認いただきまして、この付帯意見1つということですので、追加がないということで、(1)の方は削除させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

## 6 その他

○鈴木会長

それでは最後に「その他」になりますが、何かございませんでしょうか。

○東課長

事務局の方は特にございません。

## 7 閉会

○鈴木会長

それでは、本会議の日程は全て終了致しましたので審議会を終了致します。皆様には大変お忙しい中ご協力頂きまして、また貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

平成29年11月29日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴木 幸雄